

岐阜県公報

号外(一) 平成二十年六月十二日

目次

公 示

平成二十年度岐阜県の地球温暖化対策に関する広報業務委託に係るプロポーザルに関する実施公告

(地球環境課)

ページ

公 示

平成二十年度岐阜県の地球温暖化対策に関する広報業務委託に係るプロポーザルに関する実施公告

平成二十年度岐阜県の地球温暖化対策に関する広報業務委託に係るプロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

平成二十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

1 業務概要

(1) 提案を募集する業務の名称

平成20年度岐阜県の地球温暖化対策に関する広報業務委託 一式

(2) 提案を募集する業務の内容

「平成20年度岐阜県の地球温暖化対策に関する広報業務委託募集要領」(以下「募集要領」という。)による。

2 参加者の資格に関する事項

このプロポーザルに参加することができる者は、次の(1)から(6)までのすべての要件を満たしている法人その他の団体(以下「法人等」という。)又はこれらの法人等で構成される団体とする。なお、応募は1者につき1回限りとする。

(1) 入札参加資格者名簿に登録され、かつ、岐阜県内に主たる営業所を置き、広告、PR等を主な事業内容とする者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

<p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 最近3年間、本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</p> <p>3 プロポーザル手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当部局 〒500 8570 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号 岐阜県環境生活部地球環境課地球環境担当 電話 058 272 1111（内線2694、2695）</p> <p>(2) 募集要領等の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 平成20年6月12日（木）から平成20年7月10日（木）までの毎日の機関の休日を除く。）午前8時30分から午後6時15分まで イ 交付場所 3の(1)に同じ</p> <p>(3) 企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）の提出期間、提出場所、提出方法及び提出部数 ア 提出期間 平成20年6月12日（木）から平成20年7月11日（金）までの毎日の機関の休日を除く。）午前8時30分から午後6時15分まで イ 提出場所 3の(1)に同じ ウ 提出方法 持参に限る エ 提出部数 10部（正本1部、副本9部）</p> <p>(4) 提案の無効 期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合又は企画提案書等に不足があり、かつ、期限までに補充されない場合は、当該企画提案書に係る提案は無効とする。</p> <p>(5) 提案を行った者の失格 提案を行った者が次のいずれかに該当する場合は、その者は失格とする。 ア 職員の指示に違反した場合 イ 職員、平成20年度岐阜県の地球温暖化対策に関する広報業務委託プロポーザル審査委員会委員その他このプロポーザルの関係者に対して不正な接触を行った場</p>	<p>合</p> <p>ウ その他不正を行った場合</p> <p>(6) 提案の審査方法 提案の審査は、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づいて行う。提案の審査は、平成20年度岐阜県の地球温暖化対策に関する広報業務委託プロポーザル審査委員会において行う。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 提出された企画提案書等は、返却しない。</p> <p>(2) プロポーザル参加に係る費用は、参加者の負担とする。</p> <p>(3) 詳細は募集要領による。</p>
---	--

平成二十年六月十一日 岐阜県 発行
平成二十年六月十一日 岐阜県 発行

岐阜県 岐阜市 数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県 岐阜市 数田南二丁目一番一号

印刷者 岐阜市三輪ぶりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ぶりとびあ十三
定価 一か年 四八〇〇〇円（送料共）（消費税二一八六円を含む。）